

「建築物緑化認定証」、「緑化認定ラベル」発行の手引

（「緑の環境をつくり育てる条例第 6 条の施行に関する基準」適用）

横浜市では、緑化が緑のまちづくりに貢献していることを認定し顕彰するため、基準以上の緑化を行った建築物について、「建築物緑化認定証」と「緑化認定ラベル」を発行しています。

発行を申請する際には、あらかじめ横浜市と協議を行っていただく必要がありますので、本手引に従って手続きを行ってください。

* 本手引は「緑の環境をつくり育てる条例第 6 条の施行に関する基準」の規定により緑化を行い、認定証の申請を行う場合を対象としています。「緑の環境をつくり育てる条例第 9 条の施行に関する基準」等、その他の規定に基づき申請を行う場合は、「【緑化認定手引書 NO. 1】『建築物緑化認定証』、『緑化認定ラベル』発行の手引（『緑の環境をつくり育てる条例第 6 条の施行に関する基準』適用を除く）」を参照してください。また、敷地面積が 1,000 m²以上の自己の居住用以外の建築物については別途ご相談ください。

1 申請時の注意

認定証、ラベルは原則として一つの建築物ごとに一枚ずつの発行となります。複数の建築物について認定証、ラベルの発行を希望される場合は、その建築物ごとに手続きを行ってください。

また、マンション等建築物の名義が複数にわたる場合は、該当する建築物全体での申請となりますので、建築物所有又は管理の代表（例：管理組合理事長、協同組合長等）となる方が申請を行ってください。

2 手続きの流れ

手続きの概要は次のとおりです。ご不明な点がある場合は担当までご相談ください。

- (1) 申請される建築物の敷地の用途地域、面積（敷地面積、緑地面積）及び植栽内容（種類、規格及び数量等）を確認してください。
- (2) 算定された緑化率及び基準となる緑化率を確認してください。
- (3) 協議書類を 2 部作成し、窓口へ提出してください。
- (4) 書類をお預かりし、内容の確認をさせていただきます。
- (5) 書類の確認後、認定証とラベルを発行いたします。（書類をお預かりした際に受領証（協議申出書の写し）をお渡ししますので、お受け取りの際にお持ちください。）
- (6) ラベルを建築物の出入口付近の、風雨が強く当たらないような場所に明示してください。
- (7) 既に認定を受けられた建築物で、新たに樹木を増やした場合等、新しい状況での認定証、ラベルの発行を希望される場合は、改めて発行の手続きをしていただく必要があります。

* この認定は請求時の緑化を認定するもので、認定を受けたことにより横浜市が管理をするものではありません。認定を受けた緑地については、皆様の手で大切に育ててください。

【連絡先】 みどり環境局 公園緑地部 公園緑地管理課 公園緑化協議担当

電話番号 045-671-3946

URL <https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/kankyo-koen-gesui/kyogi/ryokukakyoug.html>

※ 午後は担当者が検査等で不在となります。手続、相談等は午前中にお問い合わせいたします。

3 基準となる緑化率

敷地の面積、建築物の用途等により基準となる緑化率が異なり、認定の際には基準以上の緑化率であることが必要となりますので、次の表により申請する建築物がどの基準に当てはまるか確認してください。

(1) 敷地面積が 1,000 m²未満の場合

基準となる緑化率	住居系用途地域：10%、それ以外の用途地域：5%以上
----------	----------------------------

(2) 敷地面積が 1,000 m²以上の場合

用途地域	商業地域、近隣商業地域		左記以外	
建築物の用途	工場等	工場等以外	工場等	工場等以外
基準となる緑化率	10%以上	5%以上	15%以上	10%以上

* 戸建住宅、アパート、マンション等は工場等以外の建築物に該当します。

4 緑地の形状

植栽後も良好に緑地の管理を行っていただくことが前提となりますので、植栽の種類、緑地の形状等について十分検討してください。認定の対象となる緑地の基準は次のとおりです。

緑地の幅	樹木植栽地の有効幅が 30cm 以上（その他の緑化施設は 10 cm 以上）
斜面地の場合	新たに植栽を行う造成面の傾斜角は 30 度以下で土が流れ出さないような傾斜又は土を抑えてあること
緑地の位置	屋根やベランダ等が上部にかからない場所

5 緑化率のランク

緑化率に応じて 6 段階になります。

ランク	5%	10%	15%	20%	25%	30%
緑化率	5%以上 10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上 30%未満	30%以上

6 緑化率の算定例

例) 敷地面積が 250 m²で緑化施設の面積が 55 m²である場合

(緑化率)	$= (\text{緑化施設の面積}) \div (\text{敷地面積}) \times 100$ $= 55 \div 250 \times 100$ $= 22.00 (\%)$
-------	--

基準の緑化率である 5%を満たしますので、実際の緑化率により 20%以上の緑化ラベルの交付を受けることが可能となります。

7 協議書類の作成方法

図書の名称	記載方法	
1 緑化協議申出書	用途地域 建築物の工事種別 建築物の種類 緑化施設の面積と種別 建築物の工事期間 連絡先	敷地が存在する用途地域及び法定建ぺい率を記入してください。 該当する工事種別を選択してください。 該当する建築物の種類を選択してください。 緑化施設の面積の合計を記入し、種別を選択してください。 建築物の工事期間を記入してください。工事が無い場合は、「既存」と記入してください。 実際に協議を行う方の連絡先を記入してください。申出者と同様の場合は電話番号のみ記入してください。
2 面積算出表 (緑化協議用)	緑化施設の面積及び必要な算式を記入してください。	
3 付近見取図	建築物の位置が特定できるような図面を添付してください。 手書きの場合は目印となる建築物名や交差点名等を明示してください。	
4 配置図	敷地内における工作物(建築物を含む)の配置並びに緑化施設ごとの面積、範囲、寸法及び植栽内容(種類、規格、数量等)を記載してください。	
5 敷地求積図または敷地面積の確認できる書類	敷地の求積に必要な敷地の各部分の寸法及び算式を明示してください。 又は「固定資産税・都市計画税納入通知書」、「土地登記簿」、「建築確認済証」等建築物の敷地の面積が確認できる書類の写しを添付してください。	
6 委任状	代理人が手続をする場合に添付してください。様式は定めていません。 申請者本人の署名又は記名・捺印、(必要に応じて代理人の印、)委任事項(例:緑の環境をつくり育てる条例第6条に基づく緑化協議及び建築物緑化認定証交付請求に関する一切の手続)を記載してください。	
7 緑化完了届出書	届出者 緑化施設の管理担当者	緑化協議申出書の申出者と同一の方としてください。 実際に緑化施設の維持管理を行う方が請求者と異なる場合に記入してください。
8 写真	全景写真 樹木写真	建築物の全体が分かるように撮影してください。 申請した緑化施設の状況が分かるよう、周辺も含めて撮影してください。
9 建築物緑化認定証交付請求書	請求者 敷地面積 緑地の管理担当者連絡先 事前協議	緑化協議申出書の申出者と同一の方としてください。 求積図または敷地面積が確認できる書類に基づき記入してください。 実際に緑地の維持管理を行う方が請求者と異なる場合に記入してください。 「第6条の施行に関する基準」にチェックしてください。